

第二読会における検討方針について

1 番号制度（マイナンバー制度）の導入について

本研究会の第一読会（第1回～第6回）での議論（注1）を踏まえ、戸籍事務へのマイナンバー制度を導入する方向で検討することとし、その場合の制度上の問題点（付番の範囲、提供する情報の範囲、文字、個人情報保護、手数料課金・コスト配分の問題等）について、次回以降更に検討することとしてはどうか。

なお、戸籍事務にマイナンバー制度を導入する場合、その具体的な制度内容は、おおむね以下のとおりと考えられる（研究会資料2参照）。もっとも、番号制度を導入した場合の業務・システムの在り方について、第一読会においても、具体的なニーズの有無や、戸籍の公開制度、個人情報保護の観点からの指摘等があったところであり、また、技術面や費用対効果等の詳細を調査・研究する必要があることから、平成27年度から法務省が委託する専門業者による調査・研究（以下「委託調査・研究」という。）における調査事項や調査結果について評価・検証するとともに、より実務的・技術的な観点からシステム等の詳細を検討する戸籍システム検討ワーキンググループ（以下「システムワーキンググループ」という。）を設置するとしており、同ワーキンググループにおける検討結果を本研究会にフィードバックしながら、検討を進めることとしたい。

（研究会資料2）

戸籍事務にマイナンバー制度を導入する場合の現時点で考えられる制度内容

- (1) 戸籍事務管掌者が戸籍事務の処理に関して保有する戸籍に関する特定個人情報ファイル（個人番号をその内容に含む個人情報ファイル）において個人情報を効率的に検索し、及び管理するために必要な限度で個人番号を利用することができるものとする（番号法第9条第1項、別表第一関係）。
- (2) 各種の公的な手続を実施する行政庁等や、届出の審査や戸籍謄本等の発行を行うに際して必要な戸籍情報を保有していない戸籍事務管掌者が、戸籍情報を保有している戸籍事務管掌者に対し、当該手続に係る事務を処理するために必要な特定個人情報（個人番号をその内容に含む個人情報）である戸籍情報の提供を求めた場合に、情報提供ネットワークシステムを使用して当該戸籍情報を提供できるものとする（番号法第19条第7号、別表第二関係）。
- (3) 情報提供等記録開示システム（マイ・ポータル。平成29年1月に設置予定）を利用して、本人が、行政機関が情報提供ネットワークシステムを用いて情報提供を受けたことの記録（番号法第23条第3項）についての開示請求（番号法第30条第2項・行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律（以下「行政機関個人情報保護法」という。）第12条）をし、総務大臣が開示請求に対する措置として通知を行うこと（同法第18条）ができるものとする（番号法附則第6条第5項関係）。また、将来的に、マイ・ポータルを発展させ、死亡等のライフイベントに係るワンストップサービスを実現することなどが視野に入る（番号法附則第6条第6項関係）。

（注1）番号制度導入に係る第一読会の議論における主な発言

- 問題は階層構造になっている。戸籍制度一般を巡る問題、戸籍事務を処理するためのシステムを一元化（クラウド化）するのかという問題、そして、戸籍事務をマイナンバーの利用範囲とするのかという問題である。

戸籍の事務の効率化の面では、番号制度を導入しなくても改善できる部分はあると思うが、他の行政手続との連携となると番号制度の利用も考えなくてはならないのではないか。[第1回]

- 実際のニーズがあるということは重要である。[第1回]
- 地方財政の問題を解決するにはシステムを共同化するしかない。[第1回]
- 市民からするとワンストップサービスが受けられることになる。これは番号がつけられているからできることである。[第1回]
- 戸籍事務がマイナンバーに対応する場合は、戸籍の公開制度との関係はどうなってくるのか別途議論が必要。[第2回]
- 誤字に関し、氏名の文字は個人のアイデンティティを表すものであり、勝手に変更されることには抵抗がある方もいる。また、文字の表記から自己のルーツをたどれるのではないかという方もおり、これらの点は尊重すべきである。
検索のために正字を登録し、証明書には、従来、使用されていた字体で表記するのはいいアイデアである。[第2回]
- 国の都合で義務化するなら、国が費用負担してもよいのではないかと。[第2回]
- 相続の場合、結局、全部の戸籍等の謄本を取得しないとイケなくなるという点を、紐付けの範囲との関係で検討すべき。[第2回]
- 戸籍の附票の扱いはどうなるのか。[第2回]
- 解決すべき課題が先にあって、そのために番号制度を利用するのならよいが、番号制度を導入すればこれもできますよといった議論は本末転倒だと思う。[第1回]
- 番号制度の導入の話は、現場にどのような問題があって、それをどう解決するかという点を意識していかないと、現場のニーズを満たさないのではないかと。[第2回]

2 戸籍事務を処理するシステムの一元化（クラウド化）について

第一読会における議論（注2）を踏まえ、次回以降、戸籍事務を処理するシステム上の問題点を解決するため、戸籍事務を処理するシステムを一元化（クラウド化）する方向（研究会資料3の甲案）で検討することとし、その場合の制度上の問題点（戸籍事務管掌者の問題、戸籍事務が法定受託事務とされていることとの関係等）について、更に検討することとしてはどうか。もっとも、一元化（クラウド化）した場合の業務・システムの在り方について、技術面や費用対効果等の詳細を調査・研究する必要がある。また、第一読会においても、仮に一元化（クラウド化）するとしても甲-1案、甲-2案に限られない別の形態もあり得るのではないかと等、様々な指摘がされていることから、1の番号制度の導入についての検討方針と同様、委託調査・研究に加え、システムワーキンググループにおける検討結果を本研究会にフィードバックしながら、検討を進めることとしたい。

（研究会資料3）

システム上の問題点を解決するための方策

甲案：戸籍事務を処理するシステムを一元化する。

甲-1案：市区町村側で共同してシステムを構築する。

甲-2案：法務省等の国側でシステムを構築する。

乙案：既存の戸籍情報システムを維持し、ネットワーク化する。

（注2）システムの一元化に係る第一読会の議論における主な発言

- 郵送に係るタイムラグが生じているのは問題。[第3回]

- システムの統合ありきの場合について考えてみると、今は市区町村長が管掌しているが故にタイムラグやデータの変換に時間がかかる。公証の役割が市区町村に元来あったのは、紙がベースだから、実際の実務を行うためには、すぐ効率的に対応できるところに置く必要があった。コンピュータ化されても、今のようにネットワーク化されていない状態においては一緒のことである。しかし本来、国家公務員が、自治体にいてもよく、違う組織でその職権に基づいて登録して認証して、その人しかデータにタッチできないという体制とすれば、個人情報保護できるし、効率的で管理は容易になる。今までのような分散を前提とするから問題が生じると思う。[第3回]
- ある特別区では、コンビニ交付のニーズが高いものとは認識していないが、平成28年度のマイナンバー制度の開始に合わせて、その特別区では住民票のコンビニ交付を開始しようという意向をもっている。[第3回]
- (コンビニ交付については、) 共稼ぎの方にとっては便利だということで政策的に進められてきた経緯がある。[第3回]
- 地方の視点から考えると、コンビニでとれるようになると、若い人だけでなく高齢者にとっても便利になるのではないか。[第3回]
- 戸籍をコンビニで取得するケースは多くないのではないか。統一システムを作ると、経費が安くなる面もあるが、費用対効果を検討する必要がある。[第3回]
- 夜中や夕方にも戸籍謄本をとりたいというニーズがあると思うが、戸籍について行政機関同士でデータの連携ができるようになれば、この部分は解消されるのではないか。[第3回]
- 例えば、国がシステムを構築して、戸籍事務を国側で一元的に処理するというようにしたとしても、国民の側から考えると、やはり現行どおり市区町村の窓口へ届出をして、そこで審査受理を行うというのがいいのではないか。国を管掌者とする場合、市区町村の窓口をどのような位置づけにするのか。管掌者を法務大臣とした場合、市区町村長が受理する権限はどういう位置づけで考えていくのか。そのような大きな問題となると、現行法の枠組の中では処理できないので、併せて戸籍法もかなり思い切った改正をしなければならないだろう。システムの一元化と同時に戸籍の処理機関をどのように考えていくのかを大前提として議論する必要がある。[第3回]
- システムがつながれば、窓口の担当者が電話で確認したりする必要がなくなって時間短縮や効率化ができるが、本籍地の市区町村への届出の割合が約75パーセントとのことだから、管掌の仕組み全体を国に移管するほどの必要性があるのか疑問である。現行の仕組みでどこまでシステムを効率的に利用できるようにするか調整することもできるのではないか。[第3回]
- 民法の発想であれば本人が代理権を付与していれば代理人がいろいろな判断をすることもあるので、国が最終的な権限を持つことと、市区町村が一定の判断をすることについては説明が可能と思われる。[第3回]
- 今の各市区町村のシステムの現状は、データの形式、文字フォントがバラバラであり、これが連携のネックとなっている。これは、市区町村の自律性が強いからであり、市区町村の職員も問題意識を持っている。[第3回]
- 電子政府化を突き詰めていくと、正本や副本という概念も無くなっていくと思うが、紙媒体は残っていくのか。[第3回]
- 甲案(戸籍事務を処理するシステムを一元化する案)の方向で詰めていくことでよいかと思う。[第3回]
- 一つのベンダーが全ての市区町村のシステムを作っていれば、乙案もあり得るが、実際はさまざまなベンダーが違ったデータ形式で、違った外字を使っている。特に戸籍は、常用漢字にない漢字が多く、字を作成したことで料金も高くなっている。

このように、システム構成からフロントからあらゆる面で差異があるため、これを単純に統合してもネットワーク上でデータが動かない。[第3回]

- 外字の問題は、統一システムを作る場合、その部分に関してのみ、実際に今提供しているデータに含ませることができれば、克服できるのではないか。そうであれば、乙案（既存の戸籍情報システムを維持する案）も可能性があるのではないか。[第3回]

3 システムワーキンググループについて

(1) システムワーキンググループの目的・概要等について

前記1, 2のとおり、戸籍事務にマイナンバー制度を導入すること、戸籍事務のシステムの一元化（クラウド化）については、技術面や費用対効果等の詳細を調査し、検討する必要がある。そのため、委託調査・研究に係る調査事項や調査結果について評価・検証するとともに、より実務的・技術的な観点からシステム等の詳細を検討する「戸籍システム検討ワーキンググループ」を設置し、ワーキンググループにおける検討結果を本研究会にフィードバックすることとする。

委託調査・研究の概要については、参考資料9のとおりであり、ワーキンググループの概要については、参考資料10のとおりである。構成員については、情報システム関係専門家、個人情報保護専門家、情報セキュリティ関係専門家、業務・システム効率化関係専門家、関係省庁、地方自治体（戸籍事務担当者、情報部門担当者）、法務局関係者となっている。

ワーキンググループの第1回会議は、平成27年6月3日を予定しており、第1回会議においては、本研究会の従前の議論を紹介するとともに、検討すべき論点を提示し、同年7月に予定している第2回会議において、専門業者に委託する調査・研究事項の確認を行うことを予定している。

第2回以降は、おおむね本研究会の1週間から2週間程度後にワーキンググループの会議を開催し、本研究会での議論をワーキンググループに反映し、また、ワーキンググループでの議論を本研究会にフィードバックすることを予定している。

(2) ワーキンググループで検討すべき論点について

ワーキンググループで検討すべき論点について、以下のものが考えられるが、その他どのような点について特に検討すべきか。

【検討すべき論点】

① 戸籍情報へのマイナンバー適用の範囲

マイナンバーを付番する戸籍情報を現在戸籍に限るか、除籍、改製原戸籍等も含むかについて、技術面、コスト面等から検討する。

② 情報管理・セキュリティの在り方

戸籍情報が高度な個人情報であることを踏まえ、戸籍事務にマイナンバー制度を導入した場合のシステムについて、情報管理の在り方をセキュリティ面、技術面、コスト面等から検討する。

- ③ 戸籍情報システムの在り方
戸籍事務にマイナンバー制度を導入するためのシステムの配置、管理及び運用形態等を検討し、それらを実現することが可能な複数のシステム形態（従来システムの活用、クラウドシステムの導入等）をセキュリティ面、技術面、コスト面等から検討する。
- ④ 戸籍事務のマイナンバー制度における情報提供
戸籍事務にマイナンバー制度を導入する場合、何らかの中間サーバに戸籍情報を保存し、提供することになるが、どういった情報をどういったタイミングでどのように中間サーバに保存し、提供するかについて、セキュリティ面、技術面、コスト面等から検討する。
- ⑤ 戸籍情報へのマイナンバー導入の作業手順
戸籍情報へマイナンバーを導入する方法として、各市区町村で行う方法、副本を利用する方法等が考えられる。また、付番作業中の異動について、どのように対応していくのかについて、技術面、コスト面等から検討する。
- ⑥ 戸籍事務等の新たな業務要件等
マイナンバー制度導入後の戸籍事務の業務フローや現在紙ベースで行われている通知や帳票等の電子化について、実務面、技術面、コスト面等から検討する。
- ⑦ 特定個人情報としての戸籍情報の保護方針
戸籍情報が高度な個人情報であることを踏まえた上で、保護方針に盛り込むべきシステム側の方策等を実務面、技術面等から検討する。
- ⑧ 戸籍情報の文字に関する整備の方策
戸籍事務にマイナンバー制度を導入するために必要な戸籍情報の文字の整備等について、必要な具体的作業を、実務面、技術面、コスト面等から検討する。
- ⑨ 新システムにおける新サービスの検討
戸籍事務にマイナンバー制度を導入した新たなシステムを利用して、提供可能なサービスや事務効率化の方策を実務面、技術面、コスト面等から検討する。
- ⑩ 最適なシステム移行の在り方
マイナンバー制度導入に対応するためのシステムの変更等の移行計画について、実務面、コスト面等から適切な計画を検討する。
- ⑪ 各種調査事項の検討
1から9までの検討の前提として必要となる各種調査について、調査事項等を検討する。
- ⑫ 委託調査・研究による成果物の検証
委託調査・研究の受託者から提出される各種報告書等の成果物について検

証する。